

## 答 申

### 第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が令和4年(2022年)4月13日付け令4秘書第3号及び令和4年(2022年)4月14日付け令4人事第47号で行った公文書開示請求の非開示決定は、妥当である。

なお、上記決定に対する審査請求に係る諮問は、別表2の「諮問番号／諮問書の日付及び文書番号」欄に掲げるとおり2件であるが、同種の開示請求に係る決定に対する審査請求に係る諮問であり、その請求内容も同種のもものと認められることから、これら2件を併合して審査した。

### 第2 審査請求に至る経過

#### 1 公文書の開示請求

審査請求人は、別表1の「開示請求番号(請求年月日)」欄に掲げる各日付で実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、同表の「請求内容」欄に掲げる2件の開示請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の処分

実施機関は、本件各請求に係る公文書（以下「本件各公文書」という。）について、別表2の「処分番号／決定通知書の日付及び文書番号」欄に掲げる各日付けで同表の「処分」欄に掲げる各処分（以下「本件各処分」という。）を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、本件各処分を不服として、令和4年(2022年)7月5日付けで、それぞれ行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求（以下「本件各審査請求」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

(省略)

#### 2 審査請求の理由

(省略)

### 第4 実施機関の説明要旨

(省略)

## 第5 審査会の判断

### 1 本件各公文書について

本件各公文書は、副知事公選法違反事件及びパーティ券購入問題に係る山口県民からの苦情内容(2021年12月～2022年3月30日現在)に関する文書であることから、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであり、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

### 2 条例第11条第6号について

条例第11条は、実施機関は、第6号に規定する「県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り等の計画又は実施細目、争訟又は交渉の方針その他の事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

ここで、「検査、監査、取締り等の計画又は実施細目」とは、立入検査、指導監査、漁業取締、税務調査、各種の監視・巡視等の事務又は事業における計画やその方針、内容等の情報をいい、「その他の事務又は事業に関する情報」とは、県の機関又は国等の機関が行う一切の事務又は事業に関する情報をいい、「円滑な実施を著しく困難にする」とは、経費が著しく増大し、又は実施の時期が大幅に遅れること、反復継続される同種の事務又は事業の実施が著しく困難になることなどをいうとされており、実施の目的を失わせる情報の具体例としては、漁業法、食品衛生法、建築基準法等の違反に対する取締りに関する情報や社会福祉施設の指導監査に関する調査書などが考えられている。

なお、「著しく困難にするおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量をできるだけ限定しようとする趣旨から、単なる「困難」では足りず、また、「おそれ」の有無及び程度についても客観的、具体的に判断しなければならず、適用に当たっては、「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならないとしている。

### 3 本件各処分について

本件各公文書は、副知事公選法違反事件及びパーティ券購入問題に係る山口県民からの苦情内容(2021年12月～2022年3月30日現在)が記録された公文書であるが、当該公文書を非開示とした本件各処分について以下のとおり検証する。

#### (1) 条例第11条第6号の該当性

県ホームページによると、県民からの県行政に関する各種問い合わせや意見、要望といった県民相談等については、インターネット、電話、FAX、一般封書・はがき等の各種方法により受付けており、また県民から県づくりに対する意見・提言を募

集する「知事への提言」といった制度では、上記と同様の方法のほか、県庁や各地方県民相談室等に設置された知事への提言箱により意見・提言を受付けて、寄せられた意見・提言は県庁内で検討し県政への反映に努められている。

しかし、これら県民からの意見等の受付状況については、各部局における受付方法ごとの受付件数は県ホームページ上で公表されているが、その意見等の具体的な内容までは公表されていないことが認められた。

このことを踏まえると、一般的にこのようないわゆる県の広聴制度は、県民が自ら提出した苦情を含めた意見等が公にされることを心配することなく、安心して意見等を述べるために設けられているものであり、公表を前提として県民から意見等を募るなどの特段の場合を除き、寄せられた意見等の具体的な公表を基本的に予定しているものではないと考えても不合理な点は認められない。

よって、仮に本件各公文書に記録された苦情内容に関する情報から、氏名等の個人識別性がある部分を削除したとしても、当該情報の一部でも公開されると、当該苦情を申立てた県民の信頼を損ない、また他人に自らの苦情内容を見られたくないと考える者は、今後、県に対して苦情を含む意見等を提出することを躊躇することが予想され、県民からの忌憚のない意見等を広く受け取るための県の広聴事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが認められることから、本件各公文書に記録された情報は、本号に該当して非開示が妥当である。

#### (2) 条例第11条第2号の該当性

上記(1)のとおり、本件各公文書に記録された情報は、すべて条例第11条第6号に該当するものと認められることから、本号の該当性については判断しない。

## 4 その他

審査請求人は、審査請求書において、山口県庁の組織に関すること等を種々述べているが、審査会は、条例に基づく実施機関の決定について判断すべきものと考えており、その判断に直接関係しない主張の適否については、判断するところではない。

## 5 結論

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

## 第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別表 1（開示請求の内容）

開示請求番号 (請求年月日)	請求先	請求内容
請求 1 (令和4年3月30日)	知事（秘書課）	副知事公選法違反事件及びパーティ券購入問題に係る山口県民からの苦情内容の開示(2021年12月～2022年3月30日現在)
請求 2 (令和4年3月30日)	知事（人事課）	同 上

別表 2（別表 1 の開示請求に対する実施機関の処分等の内容）

開示 請求 番号	処 分		処分番号	諮問番号
			決定通知書の日付 及び文書番号	諮問書の日付 及び文書番号
請求 1	非開示決定	条例第11条第2号 該当 条例第11条第6号 該当	処分 1	諮問 1
			令和4年4月13日 令4秘書第3号	令和5年2月24日 令4秘書第38号
請求 2	同 上	同 上	処分 2	諮問 2
			令和4年4月14日 令4人事第47号	令和5年3月6日 令4人事第592号

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和5年 2月24日	実施機関から諮問1の諮問を受けた。
令和5年 3月6日	実施機関から諮問2の諮問を受けた
令和6年 3月22日	事案の審議を行った。
令和6年 5月28日	事案の審議を行った。
令和6年 7月19日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	役職名	備考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	第二部会部会長
石 原 詠美子	弁護士	第二部会 部会長職務代理者
松 本 香代子	司法書士	

(令和6年7月19日現在)